

11の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 1件につき次の表に掲げる額

		区分	手数料の額	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）	5,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この項及び次項において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）	申請に係る戸数（以下この項及び次項において「申請戸数」という。）が1戸のもの	5,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円	
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円	
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円	
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円	
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円	
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円	
		申請戸数が301戸以上のもの	188,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超える	217,000円

		もの	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		17,000円	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		29,000円	
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		87,000円	
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		137,000円	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		174,000円	
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		217,000円	

		平方メートルを超えるもの	
その他の場合	一戸建ての住宅		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては112,000円、その他の基準による審査にあつては215,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては171,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては

			243,000円、その他の基準による審査にあつては418,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては315,000円、その他の基準による審査にあつては549,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては358,000円、その他の基準による審査にあつては644,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	118,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	149,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	195,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	304,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	390,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	466,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	543,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円
	床面積の合計が1,000		市長が定める基準に

		平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	よる審査にあつては 158,000円、その他の 基準による審査にあ つては399,000円
		床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 256,000円、その他の 基準による審査にあ つては569,000円
		床面積の合計が5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以 内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 334,000円、その他の 基準による審査にあ つては701,000円
		床面積の合計が10,000 平方メートルを超え 25,000平方メートル以 内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 402,000円、その他の 基準による審査にあ つては829,000円
		床面積の合計が25,000 平方メートルを超える もの	市長が定める基準に よる審査にあつては 471,000円、その他の 基準による審査にあ つては946,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 94,000円、その他の 基準による審査にあ つては246,000円
		床面積の合計が300平 方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 120,000円、その他の 基準による審査にあ つては309,000円
		床面積の合計が1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以 内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 158,000円、その他の 基準による審査にあ つては399,000円
		床面積の合計が2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以 内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 256,000円、その他の 基準による審査にあ つては569,000円
		床面積の合計が5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以 内のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 334,000円、その他の 基準による審査にあ つては701,000円

			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては402,000円、その他の基準による審査にあつては829,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては471,000円、その他の基準による審査にあつては946,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	53,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	83,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	106,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	113,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		52,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		82,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以	104,000円			

		内のもの	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え	104,000円

		25,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては60,000円、その他の基準による審査にあつては112,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては163,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては135,000円、その他の基準による審査にあつては223,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては175,000円、その他の基準による審査にあ

			っては292,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては197,000円、その他の基準による審査にあつては341,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	76,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	209,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	250,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	293,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による審査にあつては82,000円、その他の基準による審査にあつては202,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以		市長が定める基準による審査にあつては136,000円、その他の

		内のもの	基準による審査にあつては293,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては181,000円、その他の基準による審査にあつては364,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては218,000円、その他の基準による審査にあつては432,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては257,000円、その他の基準による審査にあつては494,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては82,000円、その他の基準による審査にあつては202,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以	市長が定める基準による審査にあつては136,000円、その他の

			内のもの	基準による審査にあつては293,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては181,000円、その他の基準による審査にあつては364,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては218,000円、その他の基準による審査にあつては432,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては257,000円、その他の基準による審査にあつては494,000円

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、同条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該計画に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額を合算した額を納付するものとする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請において、同法第34条第3項の規定により当該計画に同項各号に掲げる事項を記載する場合は、当該変更に係る一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額（当該変更により建築物を追加する場合は、追加する一の建築物ごとに、この表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表手数料の額の欄に掲げる額）を合算した額を納付するものとする。